

平成21年5月28日

株 主 各 位

名古屋市港区船見町1番地86

株式会社 **ダイセキ**

代表取締役社長 伊藤博之

第51回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第51回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第51期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第51期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）
計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決されました。当期の配当金につきましては、1株につき10円50銭（中間配当金とあわせて年19円）と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款の一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
変更内容は後記のとおりであります。
- 第3号議案** 取締役10名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に伊藤博之・柱 秀貴・山本哲也・福島満夫・平林一美・天野浩二・稲垣淳一・江越且明・宮地芳弘の9氏が再選され、新たに原田利男氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に久保田稔氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役久保田稔氏に対して、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、退任監査役原田利男氏に対して、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第2章 株 式 <u>(株券の発行)</u> 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 <u>(新 設)</u>	第2章 株 式 <u>(削 除)</u> <u>(単元未満株主の売渡請求)</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

変 更 前	変 更 後
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 <u>(削 除)</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・<u>買増し</u>、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u> (新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u> (新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u> (新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u> (新 設)</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

なお、当社は貸借対照表並びに損益計算書を、ホームページに掲載いたしておりますのでお知らせいたします。

ホームページアドレスは次のとおりであります。

<http://www.daiseki.co.jp/IR/accounting.html>

配当金のお支払について

第51期期末配当金の払渡し期間は平成21年5月29日（金曜日）から同年6月29日（月曜日）まででございますので、同封の「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局で、お忘れなくお受け取り下さい。

なお、銀行口座振込ご指定の方は、ご指定口座への入金をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以 上